

## 社会福祉法人愛恵会役員等報酬、旅費規程

### (目的)

第1条 この規程は社会福祉法人愛恵会の理事長、理事、監事、評議員の報酬、及び旅費の支給について定めるものである。

### (報酬)

第2条 役員等が理事長の招集する会議に出席し、又は理事長の依頼により出務したときは別表第1に掲げる報酬を支給する。

2 理事長の報酬については理事会の承認を得て予算の範囲内において別表第2に掲げる報酬を支給することができる。

### (旅費)

第3条 役員等が関係行政機関団体が主催する会議等に出席するため旅行するときは別表第3に掲げる旅費を支給する。

第4条 前条に掲げる場合において特急料金、急行料金、グリーン料金は理事長が特に認める場合に限りこれを支給する。

第5条 役員等が会議等用務のため旅行するときは理事長がその都度決定し旅費を支給する。

### 附則

この規程は平成17年3月10日から施行する。

この規程は平成18年4月1日から施行する。

この規程は平成20年4月1日から施行する。

この規程は平成21年4月1日から施行する。

この規程は平成22年4月1日から施行する。

この規程は平成23年4月1日から施行する。

この規程は平成24年4月1日から施行する。

この規程は平成25年4月1日から施行する。

別表第1

区分	報酬額
役員等	日額 4,000 円

別表第2

区分	報酬額
理事長	月額 90,000 円

別表第3

区分	運賃	バス運賃等	特急料金	宿泊料	摘要
			急行料金		
役員等	実費	実費	実費	実費	宿泊料は主催団体が定める料金とする。